

令和2年度第4回おいらせ町自治推進委員会 会議要旨	
日 時	令和3年1月26日（火） 15：00～17：00
場 所	本庁舎2階 203会議室
出席者	委員：6名 事務局：まちづくり防災課 3名 出席人数：9名
次 第	1 開 会 2 委員長あいさつ 3 案 件 （1）自治基本条例の検証について （2）令和2年度検証作業の確認について （3）今後の活動予定・意見交換 4 その他 5 閉 会
資 料	（1）次第・本資料 （2）資料1 自治基本条例検証用資料 （3）資料2 今年度検証作業の確認について（振り返り）

次第	発言者	内容（要約）
1 開会		
開会	事務局	事務局進行により開会（15：00）
2 委員長あいさつ		
委員長挨拶	委員長	新型コロナの影響で日常生活での外出が減り、これまでと違った生活を余儀なくされている。多くのイベントや会合が中止となった。このような委員会も貴重な外出の機会ととらえている。出席したからには有意義なものとしていきたい。委員の方は是非、積極的な発言をお願いしたい。
3 案件		
		（1）自治基本条例の検証について 資料を基に、事務局より説明がなされる。
第37条 まちづくり組織		
意見等・まちづくり組織を結成する前段階にある地域では、町民の理解が進んでいるとは言い切れない。 ・「自分たちが自主的に地域の課題解決を図る」という意識の向上も必要。		
	委員長	地域づくり協議会が設立されている地区の委員から、現状を確認したい。
	委 員	地域づくり協議会のある町内会に住んでいるが、活動内容について意識していない。地域づくり協議会について知っていることが少ない。
	委員長	地域の歩道除雪を行っている協議会があると聞いている。
	委 員	歩道除雪について、自分の地域は地域づくり協議会が設立されていないが、既

		存の町内会による除雪だけではまかなえている。
委 員		自分の地域でも、歩道除雪の大部分を町内会がやっている。機材も整備されており、町内会で除雪できている。
委 員		現在、大抵の課題は単位町内会で解決できているパターンが多い。町内会活動が活発な地域の中には、大きな課題が無く、困っていないということで、地域づくり協議会の設立につながっていかないという実態もあるのではないか。
事務局		<p>昨年度に4地域で座談会を実施した結果をお知らせする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会同士で集まる必要が無いから、しばらくこのままで良い（協議会の設立はまだしない）。</li> <li>・神社関係の維持管理や、役員の後継者がいないという共通課題がある。</li> <li>・すでに複数の町内会での合同で花見などをやっている。</li> </ul> <p>等の意見が出された。</p> <p>担当課としては強制的な組織の立ち上げは望まず、あくまで町内会側にやりたいことができた時、自分たちで作る時期が来たら立ち上げをサポートしていくという方針としている。また、今年度も他の地域において、地域づくり協議会設立の意向等を座談会で情報交換する予定である。</p>

### 第38条 まちづくり組織とおいらせ町

意見 ・地域において高齢化が進んでいる。今後、若い人や子どもが地域活動に出てくるような仕組みづくりが必要になる。

委 員	補助金を交付しているのであれば、資金の支援は行っていると言えるのでは。
委員長	現在は地域づくり協議会に補助金が交付されているが、設立前の企画構想時点では「補助金」ではなく使い勝手の良い「交付金」となっていた。様々な経緯があり「補助金」という形になった。補助金と交付金との違いは何か？
事務局	<p>補助金とは、事業に対してその経費の一部を用途ごとに補助するもので、事業が無ければ精算時に返還していただくことが基本となる。一方で交付金は、補助金と比較して使途の制約が少なく、団体で自由に使える部分が大きい。</p> <p>現在、まちづくり組織の活動に地域差があり、交付金を使いきれない協議会が出てしまう可能性があるため、補助金としている。補助金の交付基準としては、面積や人数などの算出式があり、上限額を設定している。</p>
委 員	自由に使えるのは交付金だが、金銭管理の透明性、公平性なら補助金の方が良いのでは。また今後、対象地域が増えていけば町の財政的負担も増えることになるが、交付金方式であれば補助金よりも負担が増えすぎるのでないか。
委員長	自主自律という地域づくり協議会の設立目的に照らせば、使途を一任できる交付金の方が、当初の趣旨により合致している。
事務局	まちづくり組織が自動的に活動し、受け皿がきちんとすれば、今後補助金から交付金へ変更とする余地はある。現在のままでは交付金として使いきれない可能性がある。
委員長	地域づくり協議会に限らず、町内会と行政の関係で感じていることだが、役場のサービス向上により地域自身で解決する力が育つていかない時がある。

	委 員	若い人がいないと、組織の活動がうまくまわらないと感じている。
	委員長	古くからある町内会は、泥上げ清掃などの活動をきちんとやるところが多い。
	委 員	自分の町内会では多職種の人材がおり、町内会だけでなんとかやっている。町内会でやりきれない部分については、町を通じてシルバー人材センターの活用をするなどでカバーできている。
	委員長	学区ごと、という分け方にこだわらず、ある程度の規模がある町内会が3つぐらい集まれば、協議会として活動できるのではないか。
	事務局	県外の地域運営組織での先進事例を紹介する。地域課題ごとに部会をわけ、収入を得ながら地域内で解決をはかっている。まかないきれない部分を、行政が交付金で支援を行っている。
	委員長	ボランティアも有償であるという考え方方が根付けばよい。地域通貨制度が以前流行したが、ボランティアは基本無償であるという認識がまだ強い。
	事務局	過疎地域の場合は、生活上で困っている課題が多すぎて、逆に地域の結束力が高まっている場合がある。
(2) 令和2年度検証作業の確認について		
	委 員	第4条について、ヒッチハイクなどの具体的提案はまだであるので削る。
	事務局	補足説明だが、移動手段に関連して現在町民バス制度の見直しを進めており、数年後に向け、デマンド型バスの一部導入を検討している。
	委 員	第5条について、都市化や近代化は表現がなじまないので削る。環境が変化していることは確かにある。
	委員長	第6条について、何でも個人情報といって制限するのではなく、例えば住所氏名などは共有できる情報です、とうたうことはできないものか。
	委 員	個人情報を知られたくない人もいる。本人が言わないこと、許可しないことについては、出せないので（個人情報の見解について数回委員長とやりとり）
	委 員	第9条について、町内会の不利益などの文言を削る。
	委 員	第10条、第11条について、やわらかい表現に変える。
	委 員	第12条について、レジ袋の有料化は町民の責務ではないので表現を変える。
	委 員	第30条について、行政評価のやりすぎにより時間がとられすぎないよう、文言を追加する。
	委 員	第31条について、苦情等はホームページでしか公開しないということか？
	事務局	ホームページに「町民の声」という投稿コーナーがあり、その公開ができるということを意図している。
	委 員	第32条について、分かりやすい表現に変える。
	委員長	全体について、近隣よりも情報公開等の取り組みがなされていると感じている。
(2) 今後の活動予定・意見交換		
	委員長	(次回日程調整※を行う) ※令和3年3月15日(月)、15時からの予定
閉 会		